

令和2年度第5回情報公開・個人情報保護運営審議会議事録（要点記録）

1 日 時 令和2年7月27日（月）
午前10時00分から午前12時00分まで

2 場 所 多摩市役所本庁舎4階 401会議室

3 出席委員 藤崎会長、牛島委員、小谷委員、櫻井委員、帆足委員、
松村委員

4 出席職員

【事務局】

（文書法制課）岩田文書法制課長、飯田文書公開係長、村岡主事

【実施機関】

諮詢ア・イ（子ども青少年部子育て支援課） 有賀手当・医療・相談担当主査

諮詢ウ（健康福祉部生活福祉課） 松田生活福祉課長、高橋生活保護担当主査

報告事項ア（市民経済部課税課） 赤松課税課長

報告事項イ・ウ（市民経済部納税課） 岩本納税課長

報告事項エ（子ども青少年部子育て支援課） 鈴木手当・医療・相談担当主査

報告事項オ・カ・キ（健康福祉部障害福祉課） 松本障害福祉課長

報告事項ク・ケ・コ（健康福祉部介護保険課） 廣瀬介護保険課長

5 傍聴人なし

6 内容及び要点

(1) 開会

(2) 前回議事録の確定

事前に郵送した前回議事録（令和元年度第5回）について、修正箇所がないことを審議会で確認した。よって前回議事録は確定し、牛島委員が署名した。

(3) 議事録署名委員の指名

小谷委員が指名された。

(4) 議題

① 質問に関する審議

ア 個人情報の目的外利用（子ども青少年部・子育て支援課）

[子育て支援課]

本諮詢は、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的影響を受けやすいひとり親家庭の生活の安定を図るために、食料品等を提供するにあたり、児童扶養手当の受給者情報を目的外利用することについての諮詢である。

令和2年5月31日を基準日とし、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受ける者と、令和2年7月31日までの間に新たに東京都内で児童扶養手当を受給することとなった者を対象として、食料品や生活必需品4品1万円相当が掲載されているカタログを送付し、東京都の委託業者に申し込みさせる。目的外利用の理由としては、給付金の支給業務において令和2年6月分の児童扶養手当受給者の抽出をするために使用する。

個人情報保護措置として、手当・医療相談担当の職員のみが取扱を行う。また、子育て支援課内で全て業務を行い外部へは持ち出さない。受給者リスト等は施錠できるキャビネットに保管し厳重に管理する。

※ 以下、質疑等

〔委 員〕 ひとり親家庭と児童扶養手当の受給者は同じか。

〔子育て支援〕 対象者は児童扶養手当の受給者である。なお、ひとり親「等」とあるが、これは身体障がい1級など障がいを持たれる方も含んでいる。

〔委 員〕 対象者の人数の予想と、それに対して職員が何名で対応するのか。

〔子育て支援〕 およそ800～900世帯になる。3名で対応する。

〔委 員〕 カタログには食品以外も含まれるのか。

〔子育て支援〕 子ども向けのクレヨンや洗剤・おむつ等生活必需品も掲載されている。

〔会 長〕 他に質問等がなければ、本諮詢について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 子育て支援課から諮詢のあったア「個人情報の目的外利用」について、同意することが決定された。

イ 個人情報の目的外利用（子ども青少年部・子育て支援課）

[子育て支援課]

本諮詢は、国が支給する特別定額給付金の支給世帯のうち、新生児へ10万円の臨時特別給付金を支給することにより、子どもの健やかな成長を応援し、児童福祉の向上を目的として、児童手当・子ども医療費助成対象者の個人情報を目的外利用することについての諮詢である。

令和2年4月28日から令和3年1月31日までに生まれた新生児と保護者を対象とし、支給を受ける申請者が真に養育者であるかどうかの確認のために児童手当の支給対象者であるかの情報を利用する。

個人情報保護措置として、給付金担当の職員2名と会計年度職員1名のみが取扱を行う。また、子育て支援課内で全て業務を行い外部へは持ち出さない。受給者リスト等は施錠できるキャビネットに保管し厳重に管理する。

※ 以下、質疑等

[委 員] 母親がいない場合は養育者をどう特定するのか。

[子育て支援] 子どもの住所に申請書を送る。児童手当・子ども医療費助成の対象になった時点で保護者を確認しているので、今回はその情報を目的外利用する。

[委 員] 対象者はどれくらいか。

[子育て支援] 780人程度で予算を立てている。

[委 員] 多摩市独自の施策とのことだが、なぜこれを取り上げたのか。

[子育て支援] 定額給付金が4月27日を区切りとし、それ以後に生まれた方は妊娠中も含め対象になっておらず、要望が多かった。

[委 員] 国や都からの交付金があって、多摩市の財政には影響がないということか。

[子育て支援] 国の交付金の配分としてこの事業にも充てられるということで、多摩市としては交付金を充てることになった。

[会 長] 宛先は世帯主ではなく母親になるのか。

[子育て支援] その予定だが、システム改修のため未定である。

[委 員] 申請がなかった場合催促はするのか。

[子育て支援] 郵便事故の可能性もあるので検討する。

[委 員] 何人で作業し、どれくらい時間がかかるのか。また、送付時のチェック体制

はどうなのか。処理後の情報はどう扱うのか。

[子育て支援] 3名で5日間程度。審査に1件5分程度かかる。データ抽出後、封入の際に同じリストを利用し中身が入っているか、件数など問題ないか確認する。
処理後は課内の鍵のかかるキャビネットに簿冊を保管する。

[会長] 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 子育て支援課から諮問のあったイ「個人情報の目的外利用」について、同意することが決定された。

ウ 個人情報の目的外利用（健康福祉部・生活福祉課）

[生活福祉課]

本諮問は、令和3年1月1日から生活保護法に規定される「被保護者健康管理支援事業」の実施にあたり、生活習慣病の発症予防・重症化予防を推進し、医療扶助の適正化を目的として、成人健康診査対象者の個人情報を目的外利用することについての諮問である。

成人健康診査の受診券を送付した生活保護受給者の氏名と成人健康診査の結果、栄養健康相談受診勧奨をした生活保護受給者の氏名と相談結果の情報を利用する。

個人情報保護措置として、成人健康診査受診票の写しと栄養・健康相談の写しは施錠できるキャビネットで厳重に保管する。受診券送付者リスト、受診勧奨の送付者リストは共用キャビネット内の査察指導員専用フォルダに保管する。上記の個人情報は生活福祉課内でのみの扱いとし、特定の職員のみが取り扱う。受け渡しは健康推進課の職員から生活福祉課の職員に直接手渡しする。

※ 以下、質疑等

[委員] 頻回受診指導は同一診療科に月15回以上受診者が対象となるが、そんなに多いのか。

[生活福祉] 多いというわけではないが複数いる。しかし、全員が受診過剰というわけではなく嘱託医が必要とする方が多い。嘱託医が過剰と判断した場合指導をする。

[委員] 訪問・電話等で勧奨を行うということ・個人情報の授受を手渡しで行うことは漏洩防止の観点でよいと思う。

[生活福祉] ケースワーカーから夏と年末に安否確認をしている。手紙では反応がないことが多いので対面で伝える。今までできなかつたが、実際に受けたかどうかも今後は確認したい。

[委 員] 多摩市の生活保護者の検診受診率が全国より高いのは努力の成果なのか。

[生活福祉] 受診券を送付するようにしたことで向上した。健康センターの努力とケースワーカーの受診勧奨が効いた。必要な医療を受けたうえで自律した生活をして頂くために常日頃働きかけている。

[委 員] ケースワーカーの負担が増えるのではないか。どれくらいの人数で対応するのか。

[生活福祉] 国の基準に比べて高く、ケースワーカー 1 人当たり 8 世帯を担当している。業務は増えるがやらねばならない。専門知識を要する業務など、外注も今後検討したい。

[委 員] (PDCA に対する) 国からの評価指標について具体的に説明してほしい。

[生活福祉] 国から詳しくは示されていないが、ストラクチャー評価は仕組みや体制が整っているか、プロセス評価は手順が適切であるか、アウトプットは実施できたか、アウトカム評価は受診者数等の目標に対する成果を指す。本格的に実施するのは令和 3 年 4 月からになるので、計画を立てている段階。新型コロナウイルス感染症の経過も含め見ていきたい。

[会 長] 健康推進課からもらう情報は健康推進課にもあるのか。また、それは平成 30 年度に諮問された内容でカバーでき、今回の諮問内容では生活福祉課のみという位置づけでよいか。

[生活福祉] はい。

[会 長] 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・ ・ ・ 挙手全員 ・ ・ ・

※ 生活福祉課から諮問のあったウ「個人情報の目的外利用」について、同意することが決定された。

③ その他

ア 個人情報漏洩等事故最終報告について

課税課から、個人情報漏洩等事故について報告があった。

イ・ウ 個人情報漏洩等事故最終報告について

納税課から、個人情報漏洩等事故について報告があった。

エ 個人情報漏洩等事故最終報告について

子育て支援課から、個人情報漏洩等事故について報告があった。

- オ・カ・キ 個人情報漏洩等事故最終報告について
介護保険課から、個人情報漏洩等事故について報告があった。
- ク・ケ・コ 個人情報漏洩等事故最終報告について
障害福祉課から、個人情報漏洩等事故について報告があった。

(5) 閉会

多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会の運営に関する申合せ事項により、ここに署名する。

多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会 会長 藤崎太郎
委員

小谷敏